

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第3回

を变幻自在に操って

サクッと解答

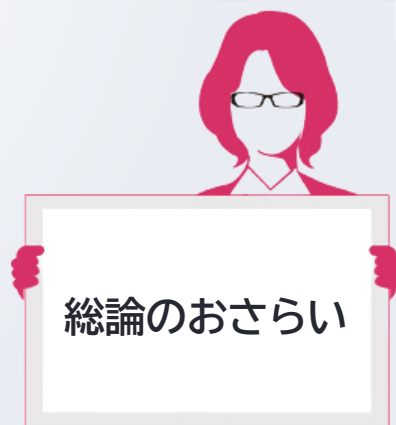
～民法①～



リーダース総合研究所



1



1

2

1

☞ 総論編のおさらい①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

① (使える化) 具体⇒抽象

総論①

(市販の) テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識 (= 使える知識) を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方 (= 受験指導校のノウハウ) を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

② (解ける化) 抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題 (特に具体的事例問題) を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の (隠された) テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

2

3

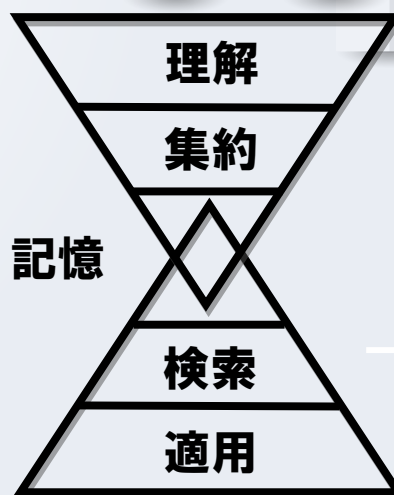
☞ 総論編のおさらい②

総論①
で扱う

使える化

解ける化

総論②
で扱う



具体

帰納法

抽象

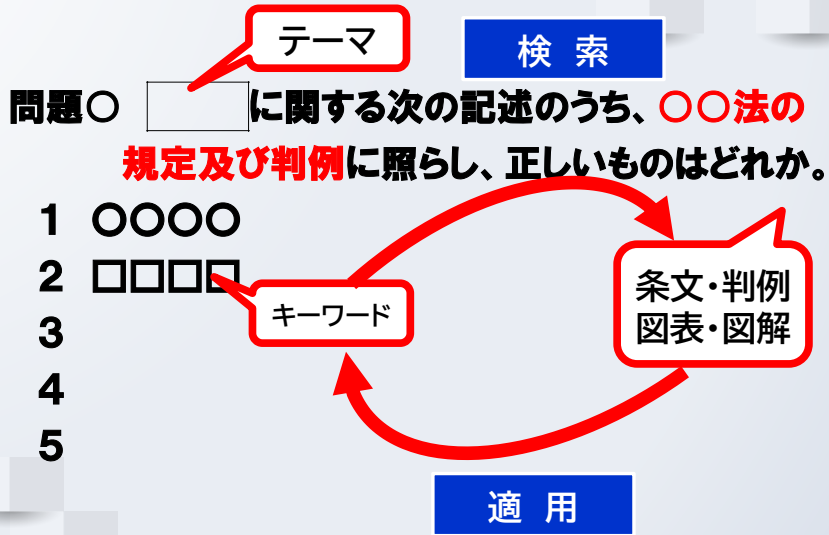
演繹法

具体

3

4

👉問題を解く際の「正しい」思考プロセス



5



6

4

👉 出題傾向① (民法総則)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
私権の主体 (人・法人)			●			●				●		
制限行為能力				●			○		●			
法律行為・意思能力		●	●	●		●	●		○	●	●	
代理	代理一般							●				
	無権代理・表見代理		○					●				
	無権代理と相続				●						○	
無効・取消し												
条件・期限							●					
時効					●			●				●

● : 行政書士試験 (択一式問題) ○ : 行政書士試験 (記述式試験)

5

7



6

8

無権代理①－1 (条文・判例別出題状況)

(113条関連)

07-01 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にBがAに対して追認をした場合において、追認の事実をCが知らないときは、これをCに対抗することができない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法113条2項)
07-02 司法試験 平成23年	Q 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認した場合でも、相手方は、その事実を知らなければ取消権を行使することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (民法113条2項)

(114条関連)

07-03 司法試験 平成23年	Q 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告することができ、本人がその期間内に催告をしないときは、追認したものとみなされる。 ☞ <input type="radio"/> X (民法114条)
07-04 行政書士試験 令和元年	Q 無権代理行為につき、相手方が本人に対し、相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうかを催告すべき旨の催告を行った場合において、本人が催告をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる。 ☞ <input type="radio"/> O (民法114条)
07-05 行政書士試験 平成20年	Q Aの子Bが、Aに無断でAの代理人としてA所有の土地をCに売却する契約を結んだ。Cが相当の期間を定めてこの売買契約を追認するかどうかをAに対して回答するよう催告したが、Aからは期間中に回答がなかった場合、Aは追認を拒絶したものと推定される。 ☞ <input type="radio"/> X (民法114条)
07-06 司法書士試験 平成28年	Q Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にCがBに対し相当の期間内に追認をするかどうかを催告すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に催告をしないときは、Bは、本件売買契約に基づく責任を負う。 ☞ <input type="radio"/> X (民法114条)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)⁷

9

無権代理①－2 (条文・判例別出題状況)

(115条関連)

07-07 行政書士試験 令和元年	Q 無権代理行為につき、相手方はこれを取り消すことができるが、この取消しは本人が追認しない間に行わなければならない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法115条本文)
07-08 行政書士試験 平成20年	Q Aの子Bが、Aに無断でAの代理人としてA所有の土地をCに売却する契約を結んだ。CはAが追認した後であっても、この売買契約を取り消すことができる。 ☞ <input type="radio"/> X (民法115条本文)
07-09 司法書士試験 平成14年	Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法115条ただし書)

(117条関連)

07-10 司法試験 令和2年	Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有していなかった。AがCに対する無権代理人の責任を負う場合、Aは売買契約の履行をするか、又は損害賠償責任を負うかを自ら選択することができる。 ☞ <input type="radio"/> X (民法117条1項)
07-11 司法試験 令和2年	Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有していなかった。Bが売買契約を追認した場合、AはCに対する無権代理人の責任を負わない。 ☞ <input type="radio"/> O (民法117条1項)
07-12 司法試験 平成24年	Q 無権代理人が本人の追認を得ることができなかったときは、代理権の不在につき善意無過失の相手方は、無権代理人に損害賠償を請求することができる。 ☞ <input type="radio"/> O (民法117条1項・2項)
07-13 司法試験 令和2年	Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有していなかった。代理権を有しないことを知らないことにつきCに過失がある場合、Aは、自己に代理権がないことを知っていたときであっても、Cに対する無権代理人の責任を負わない。 ☞ <input type="radio"/> X (民法117条2項ただし書)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)⁸

10

☞ 無権代理①－3 (条文・判例別出題状況)

(最判昭62.7.7)

07-14
司法試験
平成23年

Q 無権代理行為の相手方は、表見代理の主張をしないで、無権代理人に対し履行又は損害賠償の請求をすることができるが、これに対し無権代理人は、表見代理の成立を主張してその責任を免れることができる。

☞ × (最判昭62.7.7)

07-15
司法書士試験
平成14年

Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。CがAに対し、無権代理人としての責任を追及した。この場合、Aは、自己の代理行為につき表見代理が成立することを主張して無権代理人としての責任を免れることができる。

☞ × (最判昭62.7.7)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)⁹

11

☞ 無権代理②－1 (まとめ表=使えるツール)

本人の採りうる手段

①追認	本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する。 (113条1項) 無権代理行為であっても、本人にとって有利な場合もあるからである。追認は、別段の意思表示がない場合、契約の時に遡ってその効力を生じる。 (116条本文) ただし、第三者の権利を害することはできない。 (116条ただし書) なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もっとも、相手方が追認のあったことを知ったときは、対抗することができる。 (113条2項)
②追認拒絶	本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。

無権代理人の採りうる手段

無権代理人は表見代理の成立を主張し、自己の無権代理人の責任を免れることができるか	<p>判例 (最判昭62.7.7)</p> <p>表見代理が成立する場合であっても、相手方は、無権代理人の責任を追及することができ、無権代理人は、表見代理の成立要件を主張立証して、自己の責任を免れることは許されない。</p>
--	---

(重要ポイントノートより抜粋)¹⁰

12

☞ 無権代理② - 2 (まとめ表=使えるツール)

相手方の採りうる手段

①催告権	本人が追認するか否かの態度を示していない場合、相手方は不安定な地位に置かれることになる。そこで、相手方は、本人に対し、相当期間を定めて追認するか否かを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人が確答しない場合には、追認を拒絶したものとみなされる。(114条)
②取消権	善意の相手方は、本人が追認しない間、無権代理行為を取り消すことができる。(115条)
③表見代理の主張	①代理権授与表示による表見代理(109条) ②代理権踰越の表見代理(110条) ③代理権消滅後の表見代理(112条) <div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">債権法改正</div>
④無権代理人への責任追及	ア 意義 無権代理人の責任は、相手方の保護と代理制度の信用保持のために法律が特別に定めた無過失責任である。 イ 要件(117条) <div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">債権法改正</div> ①他人の代理人として契約をしたこと ②代理人が自己の代理権を証明することができないこと ③本人の追認がないこと ④免責事由 <ul style="list-style-type: none"> i 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき ii 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。 ただし、他人の代理人として契約をした者が、自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。 iii 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき ウ 効果 相手方の選択により、履行または損害賠償の責任を負う。(117条1項) なお、このときの損害賠償の内容は、履行利益である。

(重要ポイントノートより抜粋) 11

13

☞ 無権代理③ - 1 (解ける化-変換不要型問題編)

<平成23年司法試験問題>

第3問 Aが無権代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認した場合でも、相手方は、その事実を知らなければ取消権を行使することができる。(113条2項)

イ. 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告ことができ、本人がその期間内に確答をしないときは、追認したものとみなされる。(114条)

ウ. 無権代理行為の相手方は、表見代理の主張をしないで、無権代理人に対し履行又は損害賠償の請求をすることができるが、これに対し無権代理人は、表見代理の成立を主張してその責任を免れることができる。(最判昭62.7.7)

エ. 無権代理人が本人を代理して第三者の貸金債務につき本人名義で連帯保証契約を締結した後、本人が追認も追認拒絶もしないまま死亡し、無権代理人が他の者と共に本人を相続した場合、他の共同相続人全員の追認がなくても、無権代理人が本人から相続により承継した部分について、無権代理行為は有効となる。(最判平5.1.21)

オ. 無権代理人が本人所有の土地に抵当権を設定したため、本人が抵当権設定登記の抹消登記請求訴訟を提起した後死亡し、無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為は、有効とならない。(最判平10.7.17)

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ

無権代理

無権代理と相続

12

14

☞無権代理③－２（変換不要型解説編）

<合格者の思考プロセス>

I. 問題処理力（正確性・迅速性）

- 表示されたテーマから（法律構成を行い、）関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 無権代理に関する基本知識について、脳内の記憶を想起する（あの図表ね！）。

（ワンポイント）

- 本問は「組合せ問題」であることから、**肢アを正しいと判断した段階で検討すべき肢はEorオに絞られる。**Eorオは無権代理と相続に関する基本判例に関する知識問題であり、肢エを正しくないと判断した段階で「2」を選択する
- ⇒ 合格者は知識量は少ないかもしれないが、**基本知識は使いこなせるレベルまで完璧に記憶しており**、本問のような基本問題では迷わず短時間で正解を導いている（その他の肢（本問ではイ・ウ・オ）を検討することによって時間を浪費しない、組合せ問題の解き方の鉄則）

<解答> 「2」

13

15

☞無権代理④－１（変換型問題編）

<平成25年度行政書士試験問題>

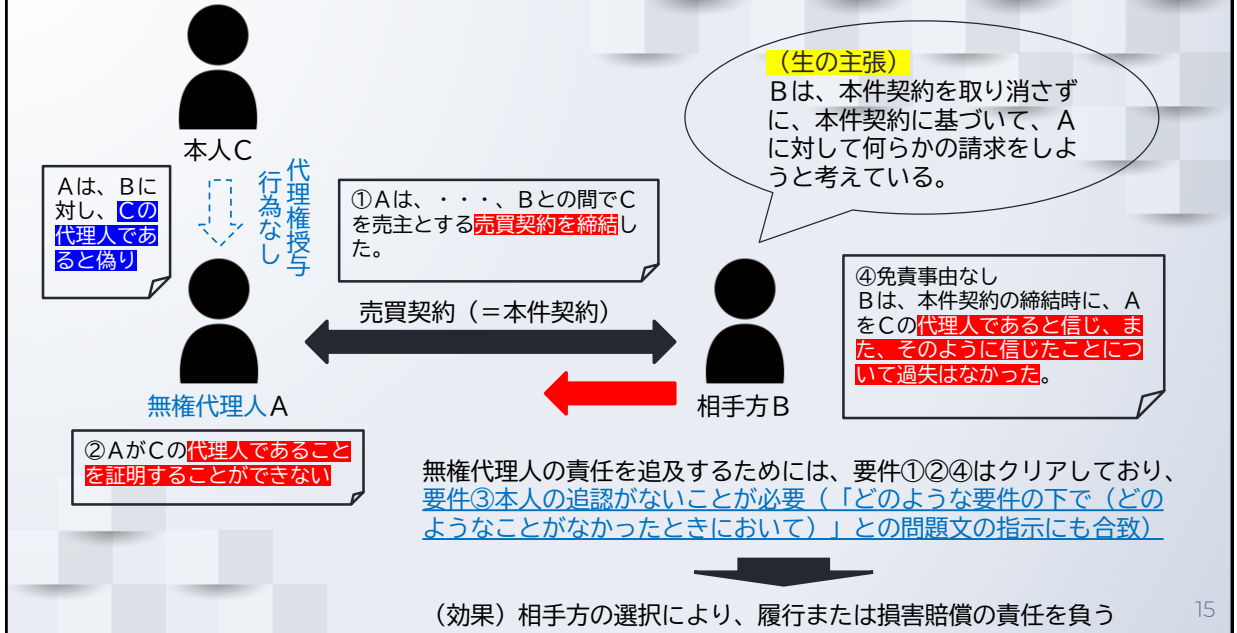
問45 Aは、Bに対し、**Cの代理人であると偽り**、Bとの間でCを売主とする**売買契約（以下、「本件契約」という。）を締結**した。ところが、CはAの存在を知らなかったが、このたびBがA・B間で締結された本件契約に基づいてCに対して履行を求めてきたので、Cは、Bからその経緯を聞き、はじめてAの存在を知るに至った。他方、Bは、本件契約の締結時に、AをCの**代理人であると信じ、また、そのように信じたことについて過失はなかった。**Bは、**本件契約を取り消さずに、本件契約に基づいて、Aに対して何らかの請求をしようと考えている。**このような状況で、AがCの**代理人であることを証明することができない**ときに、Bは、Aに対して、どのような要件の下で（どのようなことがなかったときにおいて）、**どのような請求をすることができるか。**「Bは、Aに対して、」に続けて、下線部について、40字程度で記述しなさい（「Bは、Aに対して、」は、40字程度の字数には入らない）。



14

16

☞ 無権代理④－2 (変換型問題編)



17

☞ 無権代理④－3 (変換型問題編)

<合格者の思考プロセス>

I. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力

- 問題文に登場する個々の具体的情報を瞬時に法令用語等（＝抽象）に変換しながら読める（問題を読む際に脳が思考停止しない）
⇒ 問題文1行目に「Cの代理人であると偽り」とあることから、**無権代理行為が行われた可能性を考える**（問題文中、無権代理という法律用語は登場しない）
- 問題文を読んで当たりを付けたテーマ候補（本問では無権代理行為）から迅速かつ正確に本テーマを絞り込んで法律構成を行う
⇒ 問題文6～7行目に「Aに対して何らかの請求をしようと考えている」としてBの生の主張が記載されていることから、**無権代理人に対する責任追及（117条）を考える**

16

18

☞ 無権代理④ - 4 (変換型問題編)

II. 問題処理力 (正確性・迅速性)

- 表示されたテーマから (法律構成を行い、) 関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 無権代理人に対する責任追及について、脳内の記憶 (あの図表ね!) を想起し、要件・効果を検討する (要件①②④は問題文に記載)

(ワンポイント)

本問では、問題文中に「どのような要件の下で (どのようなことがなかったときにおいて)」との指示があることから、③本人の追認がないことを要件として選択する (問題文の指示には必ず従うこと)

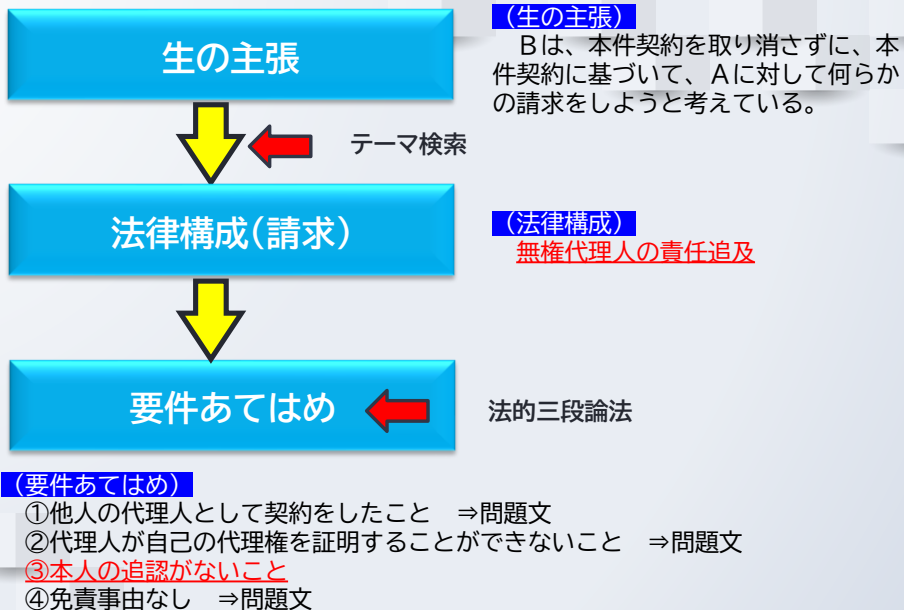
<模範解答>

AがCの追認を得ることができなかつたときは、履行又は損害賠償の請求をすることができる。(43字)

17

19

☞ 記述式解法プロセス (3段階モデル)



18

20

記述式に
強くなる！

リーダーズゼミ9期生



リーダーズ総合研究所
山田斉明講師

辰巳・東京本校 LIVE/ オンライン LIVE (Zoom)

- ①双方向による事例問題の解き方・アプローチ法を伝授！
- ②リーダーズ式☆総整理ノートによる記憶の選択と集中
- ③合格後の開業に向けた人脈づくりの「場」

リーダーズゼミ説明会

YouTube にて配信予定 (約 20分) 担当：山田斉明講師

●プレゼミ (無料)

オンラインLIVE **4/7** (日)

●東京LIVE&オンラインLIVE

4/21 (日)

21



19

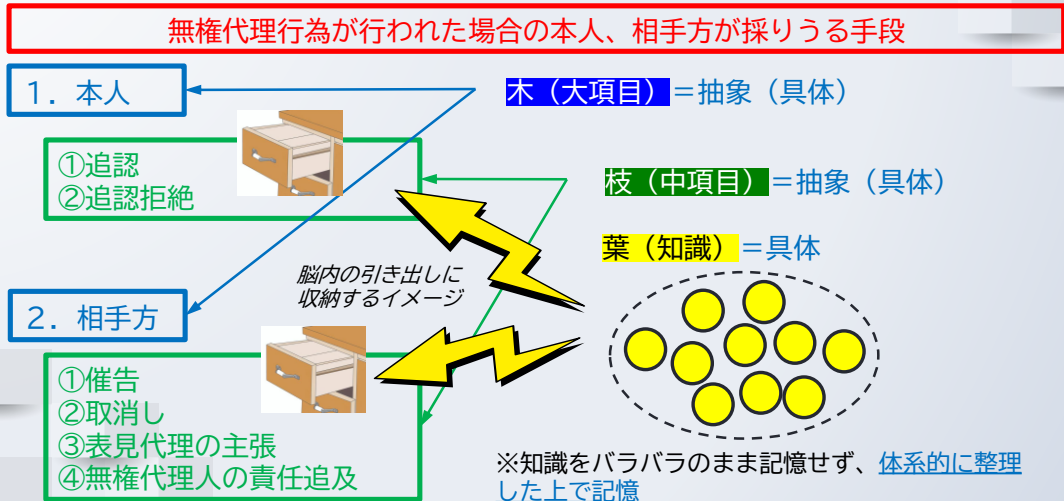
22

☞ 記憶法① (フレームワーク手法を活用した記憶術)

個々の知識が体系上どこに位置づくのかを整理した上で記憶 (森⇒木⇒枝⇒葉の順で記憶していくイメージ)

(具体例)

森 (論点) = 抽象



20

23

☞ 記憶法② (令和5年度本試験問題)

<令和5年度行政書士試験問題>

問題46 Aは、Aが所有する土地に住宅を建築する旨の建築請負契約 (以下「本件契約」という。) を工務店Bとの間で締結した。本件契約においては、Bの供する材料を用い、また、同住宅の設計もBに委ねることとされた。本件契約から6か月経過後に、Aは、請負代金全額の支払いと引き換えに、完成した住宅の引渡しを受けた。しかし、その引渡し直後に、当該住宅の雨漏りが3か所生じていることが判明し、Aは、そのことを直ちにBに通知した。この場合において、民法の規定に照らし、Aが、Bに対し、権利行使ができる根拠を示した上で、AのBに対する修補請求以外の3つの権利行使の方法について、40字程度で記述しなさい。

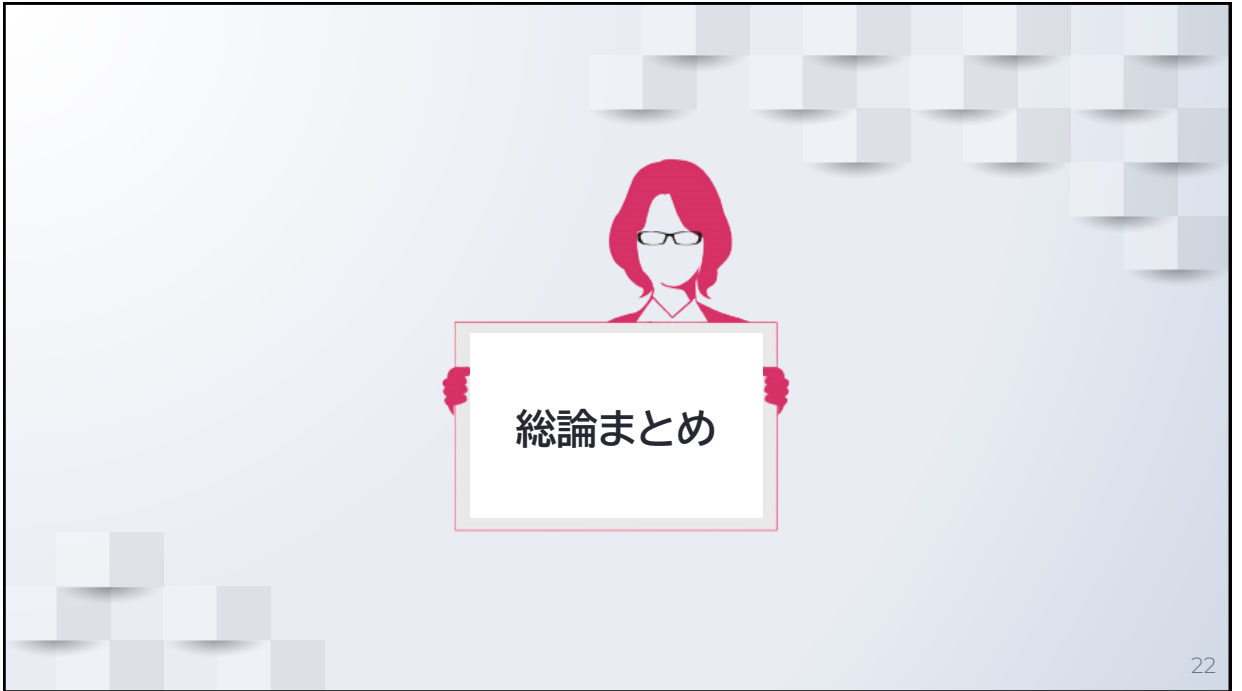
<模範解答>

契約不適合責任を根拠に、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除を主張することができる。(43字)

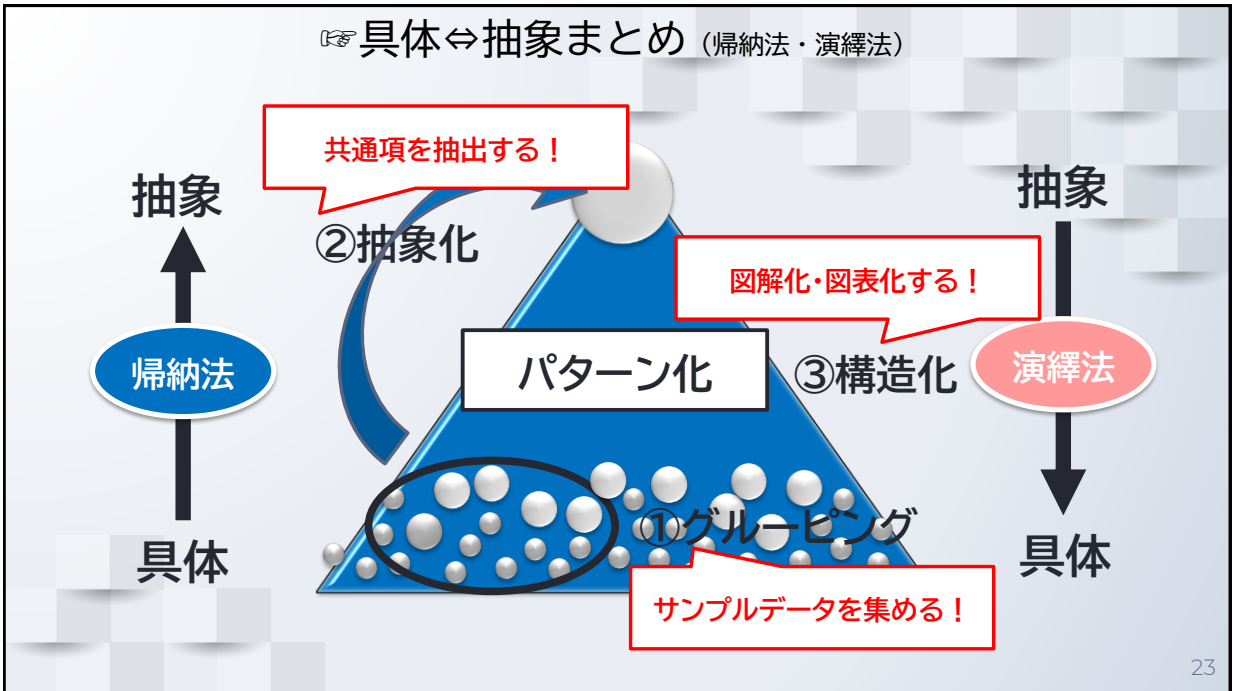
本問は、変換型問題であるが、木 (= 契約不適合責任)、枝 (= 報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除) の知識だけで正解できる問題!

21

24



25



26

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・

リーダーズ式 **解法ナビゲーション講座** 待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

- 全 28 回 (1 回 2 時間)
- ① 民法 10 回
 - ② 憲法 4 回
 - ③ 行政法 10 回
 - ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

24

27

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇔抽象

を变幻自在に操って

サクッと解答

～民法①～

リーダーズ総合研究所

28